

視力障害者転倒

裁判所、自らの欠陥認定

堺支部「施設整備は義務」 賠償判決

大阪府堺市の大阪地裁堺支部の階段で転び、ひじの骨を折ったとして、同市内の視力障害者の男性(56)が150万円の国家賠償を求めた訴訟の判決が22日、同支部であり、高田泰治裁判長は「点字ブロックや滑り止めがあれば転倒することはなか

ったとして、国に105万円の支払いを命じた。判決によると、男性は転倒時、網膜色素変性症で視力が低下し、視野も狭かった。昨年4月、正面玄関前に3段の階段があるのに気づかず尻餅をついて右ひじを骨折した。高田裁判長は「点字ブ

ロックや滑り止めの設置は困難ではなかった。安全性を欠き、瑕疵があった」と認定。近辺の公共施設には階段の起点と終点に点字ブロックなどがあり、堺支部でもこうした整備は努力目標でなく、法的な義務だったと位置づけた。

障害者の利用頻度は高くない、この国の主張に對しても、一公共性の高い建物には利用頻度にかかわらず安全確保の設備を設け、障害者の利用を促進すべきであるというのが、近時の趨勢」とし、これを踏まえていたため「失当だ」とした。

判決後、男性は「障害者にとって意味のある判決だった。整備を進めるときつけになつてほしい」と話した。

最高裁広報課は「判決へのコメントは控えるが、裁判所のバリアフリー化は重要と考えており、整備改善に努めていきたい」と話した。